

「市・県民税」申告相談のお知らせ

受付期間／2月4日(木)～3月15日(火)

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当て・行政サービスの負担額等の大切な判定資料となるため、収入がない人でも申告が必要な方は、必ず申告してください。

申告がスムーズに行えるよう関係書類の準備をお願いします。

1. 申告が必要な方

- ◆平成28年1月1日現在、つがる市に住所を有している方
(住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方)
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代(小作料)、家賃等その他の収入がある方
※収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。
※譲渡所得があった方で税務署への確定申告が不要になった方でも市・県民税の申告は必要です。
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方(あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください)
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください。
 - ①国民健康保険に加入している方
 - ②他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方(扶養している方の氏名、住所等をお知らせください)

2. 申告する必要のない方

- ◆平成27年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方

3. 申告をしなければならない方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置(7割・5割・2割)がされない場合があります。
- ◆所得等に関する証明書(所得証明・課税証明等)が発行されません。

申告相談には次のものをご持参ください

- 印鑑(認め印で可)
- 収入・経費等の分かる書類
 - ▶営業等・・・「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が計算できる資料
 - ▶農業・・・「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶不動産・・・「収支内訳書」と地代・家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶給与・・・源泉徴収票
 - ▶一時・・・生命保険金等の受取に係る証明書等
 - ▶譲渡・・・売買契約書、特別控除を適用するための証明書等
- 社会保険料控除(国民年金の証明書、国保税・介護保険料等の領収書)
- 生命保険、地震保険、個人年金、介護医療等の保険料控除証明書
- 医療費控除(医療費等の領収書⇒総額を計算してきてください)
- 身体障害者等の手帳
- その他必要と思われる各種証明書
- 所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号の分かるもの
- 所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号の分かるものと通帳の届出印

平成28年度からの市民税・県民税(住民税)の主な変更点

1. ふるさと納税の拡充

- (1) 特例控除額の上限の引き上げ
都道府県・市区町村に対して寄附金を支出した場合(ふるさと納税)における特例控除額の上限が所得割額の10%から20%に引き上げられました。
- (2) 申告特例控除の創設(ワンストップ特例制度)
平成27年4月1日以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について、一定の要件に該当する方は、所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができる制度が創設されました(ワンストップ特例制度)。適用を受ける場合は、寄附された都道府県・市区町村に申告特例申請書を提出する必要があります。

2. 公的年金からの特別徴収制度の見直し ※平成28年10月1日以降に実施される特別徴収について適用されます

- (1) 市外に転出した場合における特別徴収の継続

1月1日から3月31日までに転出した場合	4月1日から12月31日までに転出した場合
10月の特別徴収から中止されます	特別徴収が継続されます

- (2) 税額が変更された場合における特別徴収の継続

12月10日以前に税額が変更された場合	12月11日以降に税額が変更された場合
特別徴収が継続されます	特別徴収が中止されます

- (3) 仮特別徴収税額の見直し

改正前	改正後
前年度の2月と同額	前年度の公的年金等に係る所得から計算された年税額÷6

【問い合わせ先】 税務課 電話 42-2111 (内線212・214・219)

■所得税・贈与税の申告と納税は3月15日(火)まで
■消費税・地方消費税の申告・納付は3月31日(木)まで
■国民健康保険税の申告は4月15日(金)まで

申告相談日程表

受付時間：8時45分から17時まで（正午から13時までを除きます）

木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階 視聴覚室]				
月	火	水	木	金
2/1	2/2	2/3	2/4	2/5
			【柏地区】	【柏地区】
			小和巻・上派立	小中野・下町
2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
【柏地区】	【柏地区】	【柏地区】		【柏地区】
下古川・鷺坂	稲盛・玉水・上古川 八重崎・岩木・鶴野 第二岩木・幾世	沖范・末吉・藤岡		広須・姥島
2/15	2/16	2/17	2/18	2/19
【森田地区】	【森田地区】	【森田地区】	【森田地区】	【森田地区】
勝山・大館	床舞	森田	相野	山田・つぎみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地
2/22	2/23	2/24	2/25	2/26
【森田地区】	【川除地区】	【川除・出精地区】	【出精地区】	【出精地区】
猫淵・中田・漆館 吉野	芦屋・川除・豊田 今市・芦沼・秋桜団地	蓮川・立花 出野里・芦部岡	大畑・東林・西林	生田・兼館・石館 善積・堅固
2/29	3/1	3/2	3/3	3/4
【出精地区】	【柴田地区】	【柴田・越水地区】	【越水地区】	【館岡地区】
夕日岡・出崎・蓮花田 永田・土滝・加納 小田原	濁川・中の林・中館・細川 町居田・桜井・里見・柴田 近野・十文字・平野	菊川・福原・千代田 遠山・三ツ館・下福原	広岡・あざみ岡・越水・駒田 吉見・吹原・南広森・丸山	館岡・亀ヶ岡 筒木坂・平滝
3/7	3/8	3/9	3/10	3/11
【館岡・出来島地区】	【旧 町】	【旧 町】	【旧 町】	【旧 町】
菰槌・大湯町 出来島	有楽町・菴中・浮巣	上町・松原	蓮沼・赤根 浦船団地	田町・桜木団地 若緑団地
3/14	3/15	平日の相談が困難な方へ 2月28日(日) (お勤めなどで休みが取れない方) 8時45分～17時まで 松の館で受付します。		
【旧 町】	【旧 町】			
横町・清水町 成田団地	千代町・吉岡下木造			

車力地区 [会場：車力出張所]				
月	火	水	木	金
2/1	2/2	2/3	2/4	2/5
			車力町・下車力町	
2/8	2/9	2/10	2/11	2/12
牛瀧町・下牛瀧町	豊富町			富范町
2/15	※午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。 ※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めていますので、なるべく割り当てられた期日にお越しください。			
富范町				

稲垣地区 [会場：稲垣公民館]				
月	火	水	木	金
2/15	2/16	2/17	2/18	2/19
		千年・再賀 沖善津	吉出・語利 沼館	沼崎・元増
2/22	2/23	2/24	2/25	2/26
福富・中派立 前村・下派立	野田・桑田 鶴見里	細沼・穂積 野末・家調	繁田・繁范 船越・下繁田	

**申告は期限内に
済ませましょう**

【申告期間中の問い合わせ先】

- ・松の館（申告相談専用）電話49-1288（2月4日～3月15日）
- ・車力出張所 電話56-2111（2月4日～15日）
- ・稲垣公民館（稲垣出張所）電話46-2111（2月17日～25日）

※ 3月16日以降は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111（内線212・214・219）

e-Taxを利用した確定申告のご案内

【e-Taxならこんないいこと！】

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー

詳しくは国税庁HPをご覧ください
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>